

防府市沿岸域環境改善支援事業補助金交付要綱

平成28年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、水産多面的機能発揮対策交付金交付要綱（平成25年5月16日付け25水港第123号農林水産事務次官依命通知。）、水産多面的機能発揮対策交付金実施要領（平成25年5月16日付け25水港第124号農林水産事務次官依命通知。以下「要領」という。）及び水産多面的機能発揮対策交付金実施要領の運用（平成25年5月16日付け25水港第125号水産庁長官通知。以下「運用」という。）に基づき、水産資源の保護・培養や水質浄化等の公益的機能の発揮を支える河川、沿岸域等の機能の維持・回復を図るため、漁業者や地域の住民が行う効果の高い環境保全活動に対し、防府市沿岸域環境改善支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象及び補助率)

第2条 補助金交付対象者（以下「交付対象者」という。）、補助対象事業（以下「対象事業」という。）、補助対象経費（以下「対象経費」という。）及び補助率は、次のとおりとする。

交付対象者	対象事業	対象経費	補助率
要領第6に規定する山口県内の地域協議会	運用第6の2に規定する防府市内の活動組織が実施する運用別表2に掲げる活動項目のうち、①、②、④、⑤及び⑥の活動	運用別表1に掲げる活動内容に要する経費	3 / 10 以内

(補助金の交付申請)

第3条 交付対象者は補助金の交付の申請をしようとする場合は、補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 交付対象者は、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費

税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第4条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（事業計画の変更に係る承認申請）

第5条 交付対象者は、補助金の交付決定のあった後、事業計画に変更を加えようとする場合は、あらかじめ事業計画変更承認申請書（第2号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、市長が定める軽微な変更についてはこの限りでない。

（軽微な変更の範囲）

第6条 前条ただし書きの市長が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

（1）対象事業の変更

（2）対象事業ごとに交付決定額の30%を超える増減を伴う変更

（事業の中止又は廃止）

第7条 交付対象者は、補助金の交付決定があった後、対象事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ、事業計画中止・廃止承認申請書（第3号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（事業の遂行状況の報告）

第8条 交付対象者は、対象事業について交付の決定のあった年度の9月30日現在における遂行状況を当該年度の10月20日までに、遂行状況報告書

(第4号様式)により、市長へ報告しなければならない。

(事業の実績報告)

第9条 交付対象者は、対象事業が完了したときは、完了した日から15日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに実績報告書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

2 第3条第2項のただし書により交付申請を行った交付対象者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項のただし書きにより交付申請を行った交付対象者は、第1項の実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合には、その金額を減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(第6号様式)により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付すべき交付金の額が確定した日の翌年の5月31日までに、同様式により、市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、その内容を適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、通知するものとする。

(是正のための措置)

第11条 市長は、第9条に規定する実績報告書の提出があった場合において、その内容が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、交付対象者に対し、これに適合させるため、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 第9条の規定は、前条による是正のための措置の実施を完了した場合について準用する。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 補助金を他の用途へ使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、第10条に規定する補助金の額の確定があった後にも適用する。

3 第4条第1項の規定は、第1項の場合において準用する。

(補助金の交付)

第13条 交付対象者は、第10条に規定する補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金交付請求書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(概算払)

第14条 交付対象者は、市長が必要と認めるときは、第4条第1項の規定による通知を受けた金額の範囲内で、概算払により補助金の交付を受けることができる。この場合、交付対象者は、概算払請求書(第8号様式)を市長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付の決定を取消した場合において、対象事業の当該取消し部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付対象者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助金の額の確定をした場合において、既にその額を超える補助金を概算払いにより交付しているときは、交付対象者に対し期限を定めて、その超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備)

第16条 交付対象者は、対象事業の遂行の状況及び収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、対象事業等の完了した日の属する市の会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保存しなければならない。

(財産処分の承認)

第17条 交付対象者は、対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 取得価格又は効用の増した額が一台につき50万円以上の機械及び器具(補助金の交付の目的を達成する上で特に必要がないと認められるものを除く。)

2 交付対象者は、前項の規定にかかわらず次に掲げる場合には、前項の承認を受けることを要しない。

(1) 交付対象者が、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合

(2) 当該財産の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数をいう。)の期間(市長が別に期間を定めたときは、その期間)を経過した場合

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月28日から施行し、令和3年度に実施する事業から適用する。

第1号様式

年度沿岸域環境改善支援事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所

団体名

氏 名

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、防府市沿岸域環境改善支援事業補助金交付要綱第3条の規定に基づき、金 円
の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 活動内容及び経費の負担

活動組織名		活動面積			
活動項目					
活動内容					
事業費	補助対象 経 費	経 費 の 負 担 区 分			
		国	県	市	その他
円	円	円	円	円	円

3 事業完了予定年月日

年 月 日

※添付書類

事業計画書

第2号様式

年度沿岸域環境改善支援事業補助金事業計画

変更承認申請書

番 号
年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所

団体名

氏 名

年 月 日付け指令 第 号で交付決定通知のあった事業の実施について、下記のとおり計画を変更したいので、防府市沿岸域環境改善支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業変更の理由

2 変更後の事業計画及びその内容

活動組織名		活動面積			
活動項目					
活動内容					
事業費	補助対象 経 費	経 費 の 負 担 区 分			
		国	県	市	その他
円	円	円	円	円	円

3 変更後の事業完了予定年月日

年 月 日

※添付書類

変更後の事業計画書

第 4 号様式

年度沿岸域環境改善支援事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所
団体名
氏 名

年 月 日付け指令 第 号で交付決定通知のあった
事業について、防府市沿岸域環境改善支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定に
基づき、下記のとおり補助金に係る事業の遂行状況を報告します。

記

区 分	計画 (A)	出来高 (B)	進捗度 (B/A)	備 考
沿岸域環境改善 支援事業				

第5号様式

年度沿岸域環境改善支援事業実績報告書

番 号
年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所

団体名

氏 名

年 月 日付け指令 第 号で交付決定通知（及び
年 月 日付け第 号で変更通知）のあった事業について、下
記のとおり実施したので、防府市沿岸域環境改善支援事業補助金交付要綱第9
条の規定に基づき、実績を報告します。

記

1 事業の目的

2 事業実績及びその内容

活動組織名		活動面積			
活動項目					
活動内容					
事業費	補助対象 経 費	経 費 の 負 担 区 分			
		国	県	市	その他
円	円	円	円	円	円

3 事業完了年月日

年 月 日

※添付書類

実施状況報告書

第 6 号様式

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所

団体名

氏 名

年 月 日付け指令 第 号で交付決定通知のあった
防府市沿岸域改善支援事業補助金について、同補助金交付要綱第 9 条第 3 項の
規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

区 分	金額 (単位 : 円)
① 補助金の額の確定額	
② 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税相当額	
③ 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額	
④ 補助金返還相当額 ((③-②) × 3 / 10)	

※参考となる資料を提出すること。

第7号様式

年度沿岸域環境改善支援事業補助金交付請求書

番 号
年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所

団体名

氏 名

年 月 日付け指令 第 号で補助金の額の確定通知を受けた防府市沿岸域環境改善支援事業補助金について、同補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり金 円を交付されたく請求します。

記

補助金 交付決定額	既受領額	今回請求額	残 額	備 考
円	円	円	円	

※交付決定が変更された場合は、備考欄にその内容を記入すること。

第8号様式

年度沿岸域環境改善支援事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所

団体名

氏 名

年 月 日付け指令 第 号で交付決定通知のあった
防府市沿岸域環境改善支援事業補助金について、同補助金交付要綱第14条の規
定に基づき、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく
請求します。

記

補 助 金 交付決定額	既受領額	今回請求額	残 額	備 考
円	円	円	円	

※交付決定が変更された場合は、備考欄にその内容を記入すること。